

第61号 しなちょうよしだ 志那町吉田の藤を守り育てる協定

草津市志那町吉田地区96世帯（平成13年12月18日締結 平成14年1月9日認定）

協定の内容

滋賀県指定の自然記念物である、自治区域内に現存する古木「三大神社の藤」を中心として、緑豊かな田園風景を守り育てることにより心豊かな地域を創出し、多くの文化遺産を守りふれあい活動を通じ、心和睦美しい町づくりに努める。

景観形成に関する事項

【建築物】

- 形態 屋根は勾配のあるものとする
- 色彩 外壁の色は落ち着いた茶系統またはクリーム系とする

【敷地の緑化】

- 道路沿いに垣・柵を設置する際は生け垣等の景観を考慮したものとする
- 道路から見える場所は生け垣や庭園をつくる
- 敷地内の樹木の良好な維持管理に努める

【公共地の緑化および美化】

- 公園等には樹木・花等を植え憩いの場所とする
- 歴史的な文化遺産周辺の美化と樹木・花の植栽および維持管理に努めるものとする



位置図

地域の沿革と概要

草津市の南西（草津駅から約6km、琵琶湖から約1km）に位置している。古くは奈良・平安時代の条里制にもとづく集落づくりが吉田町の起源と考えられる。

周囲を田園に囲まれ、中央に三大神社・西迎寺・運動公園が位置し緑豊かな景観である。一時枯渇状態であった三大神社の藤の古木が、地域住民の熱心な維持管理により見事な花を呈するようになった。例年黄金週間には数万人と多くの観光客が訪れる。



活動内容

公共地の樹木・花の植栽、各戸敷地内の緑化および既存の樹木等の維持管理



三大神社の藤

第62号 自然を育み心のふれあうまちづくり協定

野洲市西河原地区340世帯（平成13年12月27日締結 平成14年1月15日認定）

協定の内容

西河原区の区域内を自然を育み心のふれあう町とする。

景観形成に関する事項

【建築物】

- 形態および色彩については、周囲との調和が図れるものとする

【敷地の緑化】

- 道路沿いは、できるだけ緑化に努めるものとする
- 道路から見える場所には、できるだけ中高木を植栽する

【公共地の緑化および美化】

- 公共地の緑化、美化に努める



地域の沿革と概要

西河原区は、旧中主町の中心に位置しており、町の中心機能を有する地域として発展してきた。近年の土地利用においては、若者の定住と魅力あるまちづくりの推進およびまちの活性化を目的として、昭和54年から平成2年にかけて町が土地区画整理事業を実施し、良好な住宅開発や商業施設等の集積が徐々に進みつつある。

当区では、活発な自治会活動に取り組んでおり、今回の近隣景観形成協定を機により豊かな景観形成を図ろうとしている。



活動内容

公共地の緑化、清掃作業、広報誌の発行等



第63号 歴史香る 花と緑が豊かな虫生のまちづくり協定

野洲市虫生地区75世帯（平成13年12月18日締結 平成14年1月15日認定）

協定の内容

虫生区の区域内を歴史香る花と緑が豊かなまちとする。

景観形成に関する事項

【建築物】

- 形態 できるだけ勾配屋根のあるものとする
- 色彩 壁の色彩はできるだけ落ち着いた色とする

【敷地の緑化】

- 道路沿いは、できるだけ緑化に努めるものとする
- 道路から見える場所には、できるだけ中高木を植栽する

【公共地の緑化および美化】

- 公共地の緑化、美化に努める



地域の沿革と概要

虫生区は、旧中主町の東南に位置する。集落名は、虫生神社々蔵の矢八日神記に虫生神より起こるとされ、集落の中心に位置する虫生神社が悠久の歴史をしのばせている。現在、昭和62年から「特別栽培米制度」を利用したシルキーライス（超低農薬米）を用いて兵庫県芦屋市消費者協会を中心に取引契約による計画的な栽培を進めるなど農業の先進地となっている。

当区では、これまでもからも景観づくり活動を展開しており、近隣景観形成協定制度を活かし、より豊かな景観形成を図ろうとしている。



活動内容

公共地の緑化、清掃作業、花壇、フラワーポットの設置等



第64号 緑豊かなうるおいと「和」のあるまちづくり協定

野洲市比留田地区245世帯（平成14年1月15日締結 平成14年1月18日認定）

協定の内容

比留田区の区域内を緑豊かなうるおいと「和」のあるまちとする。

景観形成に関する事項

【建築物】

- 形態 原則として勾配屋根のあるものとする
- 色彩 壁の色彩はできるだけ落ち着いた色とする

【敷地の緑化】

- 道路沿いは、できるだけ緑化に努めるものとする
- 道路から見える場所には、できるだけ中高木を植栽する

【公共地の緑化および美化】

- 公共地の緑化、美化に努める



地域の沿革と概要

比留田区は、旧中主町の東に位置し、当集落が誕生したのは、奈良期以前と言われる。集落内の浅殿神社に比利多神が祀られ、この比利多神を中心に繁栄したもので、集落名もこの神名からでたとされる。一級河川日野川、家棟川と琵琶湖の恩恵から農業の最適地として発展し、町内でも最も認定農業者（大規模農家）を有する集落である。

当区では、田園に囲まれた美しい姿を残しており、今回の近隣景観形成協定を機にそれらを活かした景観形成を図ろうとしている。



活動内容

公共地の緑化、清掃作業等



第65号 ^{こま} 狛の長者伝説が育む 緑あふれるうるおいのある郷づくり協定

東近江市小脇町今里自治会46世帯（平成14年12月10日締結 平成14年12月24日認定）

協定の内容

住民が植栽活動を通して親睦を図るとともに、狛の長者伝説に育まれた郷土を誇りとし、緑とふれあい、うるおいとふれあいのある郷づくりを推進する。

景観形成に関する事項

【建築物】

- 形態及び色彩については、周辺の景観に配慮し、良好な景観が保たれるようにする

【敷地の緑化】

- 道路沿いに垣、柵を設置する場合は、周囲の景観を十分考慮したもの、または生け垣とする
- 道路に面した場所には、できるだけ中高木を植栽する
- 既存の庭木や敷地内の樹木についても、周囲の景観に十分配慮し、維持管理に努める
- プランター、ハンギングバスケット等を利用した花いっぱい運動を実施する

【公共地の緑化および美化】

- 公共地（公民館、ふれあい広場、ふれあいの道、金柱の宮跡等）の美化の推進
- 植栽による緑化推進
- ミニ公園を設置し、愛郷心を育む



地域の沿革と概要

今里は旧八日市市の西方に位置し安土町と隣接しており、北は「箕作山」西は「狛の長者伝説」の「紅かす山（お盆やま）」に囲まれた集落で46戸が生活を営んでいる。

昨今、少子高齢化が急速に進み活性化が望まれており、当自治会では先人達が育んだ集落をよりよい姿で後世に継承していくことが、当地に住まいする者の使命でもあると考え、当地に伝わる「狛の長者伝説」をひもとき、集落挙げての郷づくりを推進する。



活動内容

先進地視察研修・地域学習資料の作成と学習会の開催、花づくり講習会の実施、広報誌の発行、会議の開催等



第66号 小川が流れる 美しい花と緑の町づくり協定

東近江市紫原南町自治会55世帯（平成15年1月20日締結 平成15年1月28日認定）

協定の内容

美しい町づくり活動を通じて、小川の清流を守るとともに花緑の多い潤いのある町づくりを進め、住民相互の連携と親睦を図り、住みよい町をめざすことを目的に取り組む。

景観形成に関する事項

【建築物】

- 形態及び色彩については、勾配のある屋根を原則に、周囲の景観に配慮し、良好な景観保持に努める。

【敷地の緑化】

- 道路沿いの外構は、周囲の景観に配慮した生垣となるように努める
- 敷地内には、花植えや緑化に努める
- 既存の庭木や敷地内の樹木についても、維持管理に努める

【公共地の緑化および美化】

- 県道等の法面や畦畔に草花を植栽し、美しい景観を保つものとする
- 蛇砂川沿いの桜並木および宮溜周辺のもみじ並木を育成保存する
- 区域内を流下する前川および堀川の浄化に努め、美しい川の保全と隣接建物の調和を図るものとする



地域の沿革と概要

紫原南町自治会は、南に布引丘陵を望み旧来からの溜池用水により水田地域で、集落内には数多くの小川が流れる50数戸の、のどかな農村集落である。

平成9年からの大区画ほ場整備で畦畔木等が消え、農村風景が一変した。このことから「緑の湖づくり」事業に呼応し、蛇砂川沿いと宮溜周辺への桜、もみじ並木と大きくなった畦畔法面等に草花を植え、景観の復活に努めている。また、宮溜下からの湧水を集落内の小川に導水し、水と花緑の美しい町づくりに取り組んでいる。



活動内容

小川の掃除、浚渫活動、桜・もみじ並木の育成保存、法面等への草花植栽、農村公園の美化管理、先進地の視察研修等



第67号 中山道 ^{もり やまじゆく} 守山宿を守り育てるまちづくり協定

守山市中山道守山宿51世帯（平成14年12月6日締結 平成15年3月3日認定）

協定の内容

中山道守山宿の街なみ景観を保存するとともに、自然が息づき、魅力あふれるまちづくりを進める。

景観形成に関する事項

【建築物】

- 形態 傾斜屋根とし、高さは概ね3階までとする。連続性のある街なみに配慮する
- 色彩 派手な色彩は避け、中山道街道筋にふさわしい落ち着いた色彩とする

【敷地の緑化】

- 道路から見える場所は、季節の草花によって修景する

【公共地の緑化および美化】

- 河川、道路の美化に努める

【道路】

- 街なみ景観にあわせた道路整備



地域の沿革と概要

中山道守山宿はかつての宿場町であり、東門院や甲屋跡、道標等歴史的史跡が多く点在しており、往時の面影をとどめている。

また、沿道では、かつてのにぎわいを取り戻そうと、年1回「もりやまいち」が開催される等、地域住民が関係者と一体となり活動を展開している。



活動内容

中山道守山宿に相応しい街なみ修景整備を行うため、先導地の視察を行うとともに、沿道および敷地の緑化の確保にも努め、住民参加型のまちづくりを推進していく。



第68号 「門前町すてき木部」^{きべ} まちづくり協定

野洲市木部地区91世帯（平成14年11月10日締結 平成15年3月3日認定）

協定の内容

木部区の区域内を「緑豊かな景観の創造と歴史漂う、うるおいと和のある住みよいまち」とする。

景観形成に関する事項

【建築物】

- 形態 できるだけ勾配屋根のあるものとする
- 色彩 壁の色彩はできるだけ落ち着いた色とする

【敷地の緑化】

- 道路沿いは、できるだけ緑化に努めるものとする
- 道路から見える場所には、できるだけ中高木を植栽する

【公共地の緑化および美化】

- 公共地の緑化、美化に努める



木部錦織寺フェスタ



木部神社道沿景観

地域の沿革と概要

木部区は、旧中主町の東南に位置する。集落名は、浄土真宗木辺派本山の錦織寺を由来とする。錦織寺は天安堂建設後、親鸞聖人が滞在の折、天女が錦を織って献じたことから、時の四條天皇によりこの名が付けられた由緒ある寺であり、悠久の歴史をしのばせている。

近年、少子高齢化が進む中、地域の活性化につなげようと錦織寺の「御正忌報恩講」が11月21日から28日にかけて行われるのに合わせて、毎年約1週間前からイルミネーションで飾り、多くの人で賑わいを見せている。また、11月23日には「木部錦織寺フェスタ」と題し、錦織寺門前通りで、フリーマーケット広場やイベントを開催している。

このように独自の地域づくりや景観づくり活動を展開しており、今後、近隣景観形成協定制度を活かし、より豊かな景観形成を図ろうとしている。



活動内容

公共地の緑化、清掃作業、錦織寺フェスタに合わせた道路両側のイルミネーション設置等

第69号 ^{よし}吉地区 住み良い緑の町づくり協定

野洲市吉地区207世帯（平成14年12月24日締結 平成15年3月3日認定）

協定の内容

吉地区の区域内で緑ある美しい住み良い町づくりを推進することを目的とする。

景観形成に関する事項

【建築物】

- 形態 できるだけ勾配屋根のあるものとする
- 色彩 壁の色彩はできるだけ落ち着いた色とする

【敷地の緑化】

- 道路沿いは、できるだけ緑化に努めるものとする
- 道路から見える場所には、できるだけ中高木を植栽する

【公共地の緑化および美化】

- 公園および区民会館等の公共用地には、四季を通じて花の香りが漂う花木を植栽する



吉地神社

地域の沿革と概要

吉地区は、旧中主町の中心に位置している。近年、土地利用において、若者の定住と魅力あるまちづくりの推進およびまちの活性化を目的として、市が昭和54年から平成2年にかけて土地区画整理事業、平成9年から工業団地の整備を実施したことにより、良好な住宅開発や商業施設、工場等の集積が徐々に進みつつある。

また、健康福祉センター（ふれあいセンター）や3年生保育の幼稚園など公共施設が立地しており、市の中心機能を有する地域として発展している。

当区では、人口の増加に伴い今まで以上に活発な自治会活動に取り組んでおり、今回の景観形成協定を機により豊かな景観形成を図ろうとしている。



活動内容

公共地の緑化・花木の植栽、清掃作業等



吉地区内都市公園沿道景観

第70号 ^{たか とら}藤の花薫る高虎と歩む ^{さい}在士近隣景観形成協定

甲良町在士地区50世帯（平成15年2月12日締結 平成15年3月3日認定）

協定の内容

この協定は、花と緑あふれる在士の美しい自然環境を守り育て、創意と工夫により活力ある郷を築き、だれもが生きがいと潤いのある住みよいくらしができるようにすることをめざすものである。

景観形成に関する事項

【建築物】

- 農村らしく落ち着いたもので、周囲と調和の図れるものとする
- 意匠、形態および色彩は、伝統的なものを重んじ、郷としての落ち着きを感じさせるものとする

【敷地の緑化】

- 路沿いの垣、柵はできるだけ生け垣、ツタなどの緑化等景観に考慮したものとする
- 道路から見える位置には、生け垣や中高木を植栽するように努め、既存樹木の維持管理を行うように心掛けるものとする
- 協定者は、花壇やフラワーポットを設置し、安らぎの雰囲気をもし出すように努める

【公共地の緑化および美化】

- 石積み護岸、川底は自然形態（小石、砂）とし、川の浄化、維持管理に努め、自然にやさしい環境づくりに努める
- 高虎公園では、水生動植物の生育、保護、管理に努める
- 河川空間や道路の法面等を利用して、花卉の植栽を行い、美しい田園景観に努める
- 公共用地、やすらぎ空間、憩いの場所には緑化をはじめ、東屋、せせらぎの小川等を設け、子供から老人までが有効に利用出来るように努める



地域の沿革と概要

名築城家として、名を馳せた戦国武将「藤堂高虎」の出生地として、高虎と高虎ゆかりの「柴藤（町指定天然記念物、町の花）」をシンボルとした「郷づくり」を展開している。

平成2年から始まったまちづくり活動とともに、「高虎公園」、「高虎の道」、「高虎の川」などの整備に住民自らもかかわり、水路端に花を飾ったり、高虎公園では、手づくりのベンチや植栽などが継続して施されるなど住民がかかわり続けることで「成長する公園」として整備がされつつけている。



活動内容

集落共同管理の花いっぱい運動の展開とともに、自主的に家の前に花（個人管理）を飾るなど、美しい景観の形成活動高虎ゆかりの「藤きり祭」の開催高虎歴史講演会の開催高虎公園のイルミネーションやライトアップ事業の展開高虎公園や高虎の川での魚つかみ大会の開催



第71号 ^{せんしん}洗心の郷 ^{どうがんじ}渡岸寺 美しい景観を育てる協定

長浜市高月町渡岸寺区37世帯（平成15年11月28日締結 平成15年12月4日認定）

協定の内容

渡岸寺区を「洗心の郷」に相応しい美しい景観に育てることを目的とする。

景観形成に関する事項

【建築物】

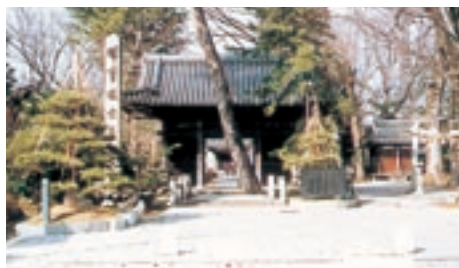
- 勾配のある屋根を設ける。
- 派手な色彩を避け落ち着いた色彩とする

【敷地の緑化】

- 敷地が道路に面する場所には、植樹や生垣を設ける

【公共地の緑化および美化】

- 緑化や小川の浄化に努める



地域の沿革と概要

渡岸寺は、旧高月町のほぼ中央に位置する農村集落で、集落周辺をとりまく農地、集落内をめぐる水路といったのどかな風景が残されている一方、都市的景観が増加しつつある。

平成3年に「渡岸寺郷づくり計画」が策定され、まちづくり委員会を中心に「洗心の郷」に相応しい地域づくりを積極的に展開している。

また、集落内に安置されている、十一面観音立像（国宝）は、仏教彫刻の最高傑作といわれ、井上靖の「星と祭」などで広く紹介されてきた。年間を通じ多くの参拝客が訪れ、観音さんの村として広く知られている。



活動内容

花づくり活動（花壇づくり、花苗の植樹）、生け垣づくり、プランターの設置、沿道の建物への配慮や導水路の清掃美化など景観に配慮した道路空間の創造、街なみ環境整備事業、旬報の発行等。



第72号 ^{どうよ}道誉とともに ^{しょうらくじ}バサラな郷づくり 正楽寺近隣景観形成協定

甲良町正楽寺地区35世帯（平成15年10月1日締結 平成16年1月16日認定）

協定の内容

この協定は、花と緑、文化あふれる正楽寺の美しい自然環境を守り育て、創意と工夫により教養と活力ある郷を築き、だれもが生きがいと潤いのある住みよいくらしができることをめざしている。

景観形成に関する事項

【建築物】

- 農村らしく落ち着いたもので、周囲と調和の図れるものとする。
- 建築物の意匠、形態および色彩は、伝統的なものを重んじ、郷としての落ち着きを感じさせるものとする。

【敷地の緑化】

- 路沿いの垣、柵はできるだけ生け垣、ツタなどの緑化等景観に考慮したものとする。
- 道路から見える位置には、生け垣や中高木を植栽するように努め、既存樹木の維持管理を行うように心掛けるものとする。
- 協定者は、花壇やフラワーポット等を設置し、安らぎの雰囲気をかもし出すように努める。

【公共地の緑化および美化】

- スズムシの森や西連溜池では、昆虫、水生動植物の生育、保護、管理に努める。
- 河川空間や道路の法面等を利用して、花卉の植栽を行い、美しい田園景観に努める。
- 公共用地、やすらぎ空間、憩いの場所には緑化をはじめ、東屋、親水空間等を設け、子どもから老人までが有効に利用出来るように努める。



スズムシの森維持管理作業

地域の沿革と概要

正楽寺区は、35戸と小さな集落で、「むらづくり委員会」を中心に住民主導型で身近な地域環境整備が展開されている。快適でゆとりのある集落づくりとして、花いっぱい道づくり、憩いのポケットパーク整備など美しい郷づくりを次の世代に受け継ぐ志によって取り組まれている。



活動内容

正楽寺地区は、バサラ大名で名を馳せた『佐々木道誉』が晩年、当該地区で暮らしたことにより、「道誉」をシンボルとした郷づくりが長きにわたって展開されている。

文化人「道誉」の足跡から取り組まれる郷づくり活動は、歴史講演会や狂言、香道、猿楽など正楽寺ならではの文化的に質の高いものとして評価されている。



正楽寺

第73号 いにしへの里、神明のやすらぎを育む池田郷づくり協定

東近江市池田町自治会62世帯（平成16年1月21日締結 平成16年2月5日認定）

協定の内容

歴史のある郷土を継承し、世代を越えたふれあいを図りながら里山を守り、人と自然を育み、花と緑で潤いとやすらぎのある郷づくりをめざす。

景観形成に関する事項

【建築物】

- 形態、色彩は周囲の景観に配慮し、良好な景観が保たれるようにする。

【敷地の緑化】

- 道路沿いに垣や柵を設置する場合は、周囲の景観に配慮したもの、または生け垣とする。
- 道路から見える場所へは、できる限り中高木を植栽する。
- プランター、ハンギングバスケット等による花づくりの推進。
- 既存樹木の良好な管理。

【公共地の緑化および美化】

- 空き地や用水敷を利用したミニ花壇の設置、里山の整備と美化の推進。

【その他】

- シンボル花壇の設置。
- 啓発看板等の設置。



地域の沿革と概要

池田町自治会は、旧永源寺町に隣接する旧八日市市の東部に位置し、北川に愛知川が流れるのどかな田園に囲まれた集落である。全戸60数戸の小さな自治会であり、ハウス栽培、路地栽培、観葉植物栽培、酪農と積極的に取り組んでいる農村集落である。

近年、市が推進する「緑の湖づくり事業」に呼応し、残された里山（神明神社の森周辺）を守るため、年間を通じて全戸が清掃作業を実施するとともに、集落センターを中心にプランター等による花いっぱい運動に取り組んでいる。



活動内容

町内清掃・美化活動、花づくり（プランター設置）シンボル花壇の設置、啓発看板の設置、先進地視察研修等。



第74号 自然を守りときめく あやめのまちづくり協定

野洲市菖蒲地区53世帯（平成15年12月14日締結 平成16年3月23日認定）

協定の内容

菖蒲区の区域内の自然を守ることにより、心ときめくあやめのまちづくりを目指す。

景観形成に関する事項

【建築物】

- 形態 できるだけ勾配屋根のあるものとする。
- 色彩 壁の色彩はできるだけ落ち着いた色とする。

【敷地の緑化】

- 道路沿いは、できるだけ緑化に努めるものとする。
- 道路から見える場所には、できるだけ中高木を植栽する。

【公共地の緑化および美化】

- 公共地の緑化、美化に努める。



地域の沿革と概要

菖蒲区は、旧中主町の北部に位置し湖周道路を介し琵琶湖に面する集落である。古来より湖辺一帯は菖蒲の群生地であったと言われています。昭和40年代には、菖蒲集落の湖岸の「あやめ浜」では、隣接する「マイアミ浜」と共に、京阪神地域および県内各地からの水泳客・キャンプ客で賑わいました。その後、菖蒲集落においては、湖岸道路の開通、リゾートネックレス構想によるリゾート区域の指定、近江鉄道（株）あやめ営業所の開設などがあり、これにより集落をとりまく環境は変化してきました。

菖蒲区では、行政等と協力しながら、あやめ浜の松の枯れ枝の処理やまびき作業を継続的にされており、古来より生育する松並木の保護活動に積極的に努められている。こうした地域の独自の活動が、今後の菖蒲集落の景観づくりに生かされていくものと考えている。



活動内容

公共地の緑化、清掃作業等



第75号 人と人の心が通い合う美しい野草の里づくり

米原市大久保地区63世帯（平成16年12月25日締結 平成17年1月17日認定）

協定の内容

地区周辺の山野草をはじめとする美しい自然と長尾寺を中心とした歴史遺産を守りながら山野と里を一体化した素朴で趣のあるまちづくりを推進する。

景観形成に関する事項

【建築物】

- 形態及び色彩については、周囲の環境が良好に保たれるように配慮する。

【敷地の緑化】

- 道路沿いの柵や垣は環境になじむものにし、周囲は四季折々の花で潤うようにする。
- 貴重な山野草の保護に努める。

【公共地の緑化および美化】

- 姉川沿いの山村広場とそれに至る桜並木を地区のシンボルエリアとしてとらえ、環境整備に努める。



長尾寺

地域の沿革と概要

大久保区は、自然に恵まれた歴史的な地区であり、セツブンソウ、カタクリ、スハマソウ、ニリンソウなどの稀少な山野草の宝庫としても知られ、多くのハイカーが訪れる地区であります。この貴重な山野草を区民全体で守っていき、花いっぱいの里づくりを推進する。



山村広場

活動内容

住民だけでなく、この地を訪れる人の心を癒すような素朴な自然環境の保護や古い史跡と先祖伝来の山畑の保全に努める。・長尾寺への道と周辺の環境づくり・山村広場と桜並木の環境整備・山畑（遊休農地）の再開発



セツブンソウ

第76号 「やわた夢生小路」癒しのまちづくり協定

長浜市神前西町、宮町、金屋町地区36世帯（平成18年2月1日締結 平成18年2月17日認定）

協定の内容

やわた夢生小路通りにおいて、人と人とのふれあいを大切にし、心が和み癒されるまちづくりを行う。

景観形成に関する事項

- 心和み癒されるまちなみ形成のための区域内の緑化
- 曳山の巡行路としてふさわしい景観形成
- 商業地としての統一した広告、看板の設置
- 区域内を流れる米川の清掃を定期的に行い、蛍の飛び交う美しい河川の保全



地域の沿革と概要

古来より長浜八幡宮の門前町として、また長浜の中心商業地として栄えてきた。通りの北側には米川が流れ、昔ながらの風情のある街並みを残している。長浜八幡宮には毎年4月15日の曳山子ども歌舞伎が奉納され、多くの観光客でにぎわう。



活動内容

民家を改装した「川崎や」でのイベント開催、道路・米川の共同清掃、街路灯の設置、やわたこっとう楽市の開催等

第77号 なか こ もりちよう 中小森町歴史と緑のまちづくり協定

近江八幡市中小森町地区103世帯（平成17年9月1日締結 平成18年3月9日認定）

協定の内容

美しい田園風景と歴史ある熊沢蕃山の功績を学び、緑と環境を重んじ、子供から老人まで心豊かなまちづくりを行う。

景観形成に関する事項

- 建築物の屋根は勾配屋根で瓦風にする。
- 建築物の壁の色は落ち着いた色にする。
- 敷地内の緑化及び既存の樹木の維持管理。
- 道路沿いに垣、柵を作る場合は生垣にする。
- 森や小川の清掃緑化
- 蕃山の石碑、古井戸跡の保存



地域の沿革と概要

近江八幡市の南西部に位置し、大化の改新後にできた条里制のなごりから、古くより桐原郷と呼ばれ豊かな穀倉地帯として今日まで発展してきた。1640年頃には江戸初期の陽明学者熊沢蕃山が青年期にこの地で勉学に勤しんでいた。



活動内容

平成8年頃より熊沢蕃山を顕彰（蕃山顕彰碑保存会）するなかで、蕃山屋敷跡を含む竹やぶや、集落内の小川の清掃を行いながら、蕃山学習会などを開催している。

第78号 きた おち 伝統と緑いっぱいの北落近隣景観形成協定

甲良町北落区96世帯（平成18年3月5日締結 平成18年3月13日認定）

協定の内容

「おはな踊り」「火まわし」の伝統文化を大切にし、集落をめぐる水路や緑を守り育て、美しく住みよい北落区とする。

景観形成に関する事項

[建築物]

- 農村らしく落ち着きをもち、周知との調和に努める。
- 意匠、形態、色彩は、伝統的な景観と落ち着きを感じさせるものにする。

[敷地の緑化]

- 道路沿いの柵、塀はできるだけ生垣、ツタなどの緑化に努める。
- 道路から見える場所には生垣や中高木を植栽するよう努める。
- 四季折々花で飾り、心和む空間づくりに努める。

[その他]

- 水路やきらめき公園等では、昆虫、水生動植物の生育、保護、管理に努める。
- 道路、河川、親水空間を利用し、花木の植栽を行い、美しい田園景観の形成に努める。
- 区域内の進出企業と友好関係を保持し、よりよい景観形成に努める。



地域の沿革と概要

集落内を縦横に用水路がめぐり、ランドマーク的な大木、中心部には大きな屋根のお寺、そして雨乞祈願の「北落おはなおどり」（国選択無形民俗文化財）や豪快に火のついた麦わらを回し、五穀豊穰を祈願する「火まわし」など、農業にまつわる歴史的文化的な農村としての暮らしとたたずまいを有している。



活動内容

むらづくり委員会を中心に住民主導型で身近な地域環境整備が展開されている。花いっぱい水路づくり、ポケットパークの手づくり整備、伝統行事の継承など、次世代に引き継ぐ文化的で美しい郷づくりに取り組んでいる。



第79号 沢ガニの棲むまちづくり協定

野洲市堤地区96世帯（平成19年1月18日締結 平成19年3月9日認定）

協定の内容

沢ガニが棲める地域内の環境を守り育て、緑溢れる景観づくりを推進する。

景観形成に関する事項

- 地球的視点による地域の環境の創造（水路清掃、省エネの取り組みなど）
- 周囲の景観が保たれる建築物等の維持管理
- 敷地内の緑化、維持管理
- 景観に配慮した建築物の形態と色彩
- 敷地内の緑化



ホタル復活大作戦



沢ガニ生息環境づくり

地域の沿革と概要

堤地区は、旧野洲川北流に隣接し、1400年代の古文書にも記録がある兵主18郷の一つであり、川の恵みから琵琶湖につながるクリークを有し、農業が盛んな集落として繁栄してきた。1953年の野洲川大水害では集落全域が水没する被害を受けたが地域住民の力により復興し、その後野洲川の大改修により堤防が平地化され緑が少なくなった今、自然への畏敬とその恩恵を見つめ直し、緑溢れる地域の環境づくりに取り組んでいる。

堤自治会全景



活動内容

旧野洲川廃川敷地に隣接し、緑溢れる地域の環境の創造を目指した様々な地域の取り組みを推進している。

- ・ 地下水を利用し、集落内の水路への清流を復活させる取り組み
- ・ 集落周辺の水路でのホタルの復活
- ・ 沢ガニが生息できる地域内の環境づくり
- ・ 地球温暖化防止のため省エネの取り組み等



集落周辺水路清掃

第80号 緑とコミュニティあふれる川相の町づくり協定

多賀町川相地区85世帯（平成19年2月1日締結 平成19年3月12日認定）

協定の内容

緑豊かな自然を大切に、花と緑のある美しいまちづくりと、区民がふれあい、魅力ある自治会づくりを行う。

景観形成に関する事項

- 敷地内の花植え、緑化に努める
- 屋根は勾配のあるものとする
- 建築物の外壁の色は落ち着いた色にする
- 道路沿いに垣、柵を設置する場合は間伐材や植木を利用する
- 道路から見える場所に花を植えるよう努める
- 広場、公園の緑化に努め、清掃等維持管理を行う



地域の沿革と概要

川相地区は、周囲に山々がそびえ、犬上川の北谷と南谷の合流するところに位置し、緑豊かな集落である。集落では、住宅と自然環境とが調和したまちづくりと、間伐材を生かした景観活動に取り組んでいる。



活動内容

花壇づくり、プランタの設置、区内の清掃、河川清掃、緑化活動、街路灯の設置等

